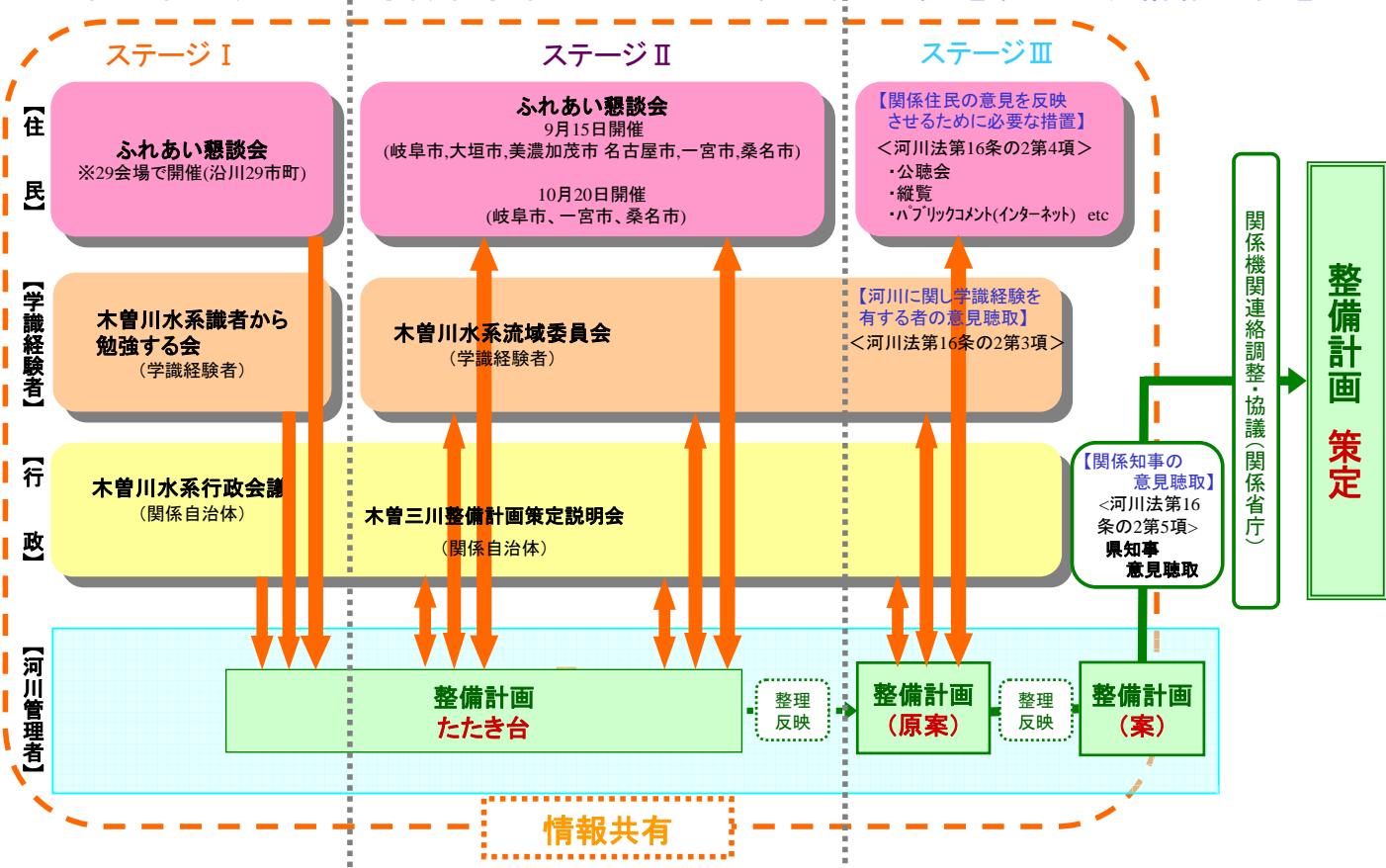


【資料－3】

木曽川水系河川整備計画策定の進め方

木曽川水系河川整備計画策定の進め方(概念的フロー図)

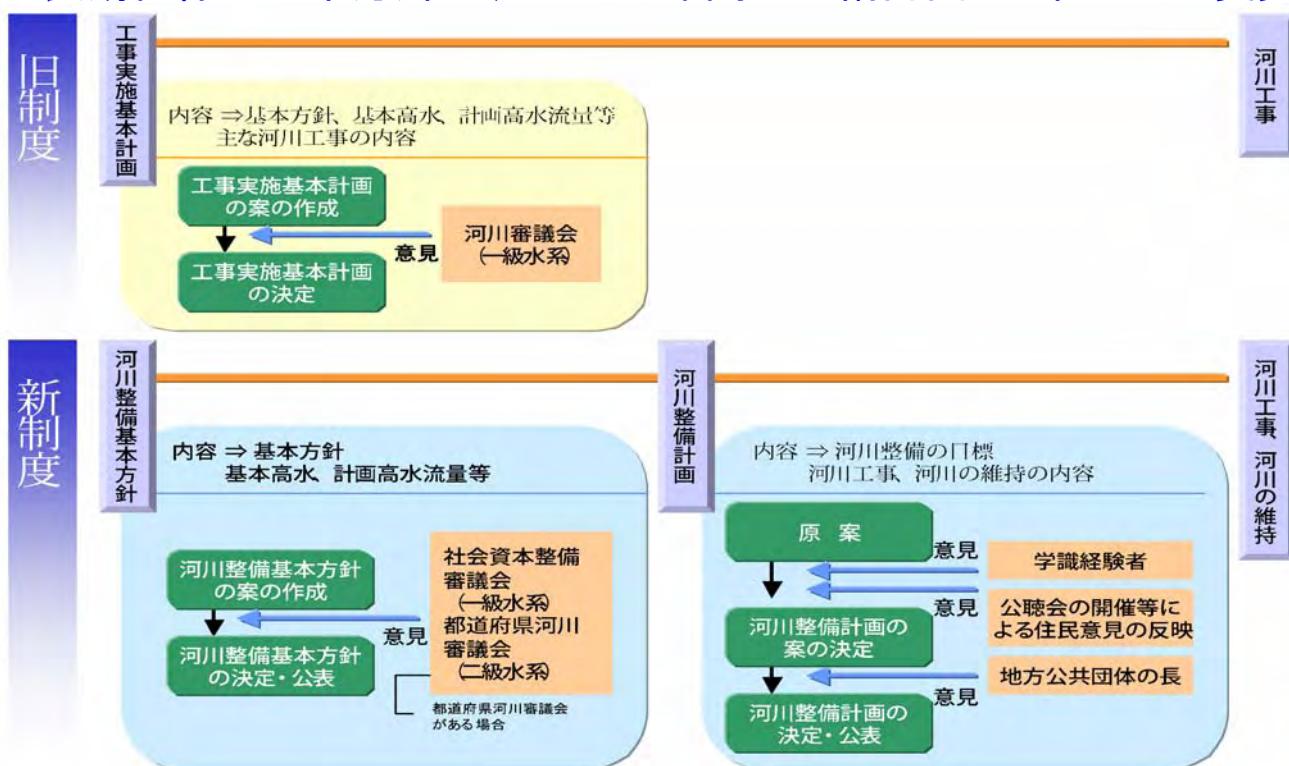
河川管理者が、住民・学識経験者・行政からそれぞれ意見を聴取し、情報共有を図る



1

平成9年河川法改正(河川整備基本方針等策定の流れ)

- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
- 長期目標の基本方針と、20～30年間の整備計画の2本立てに変更



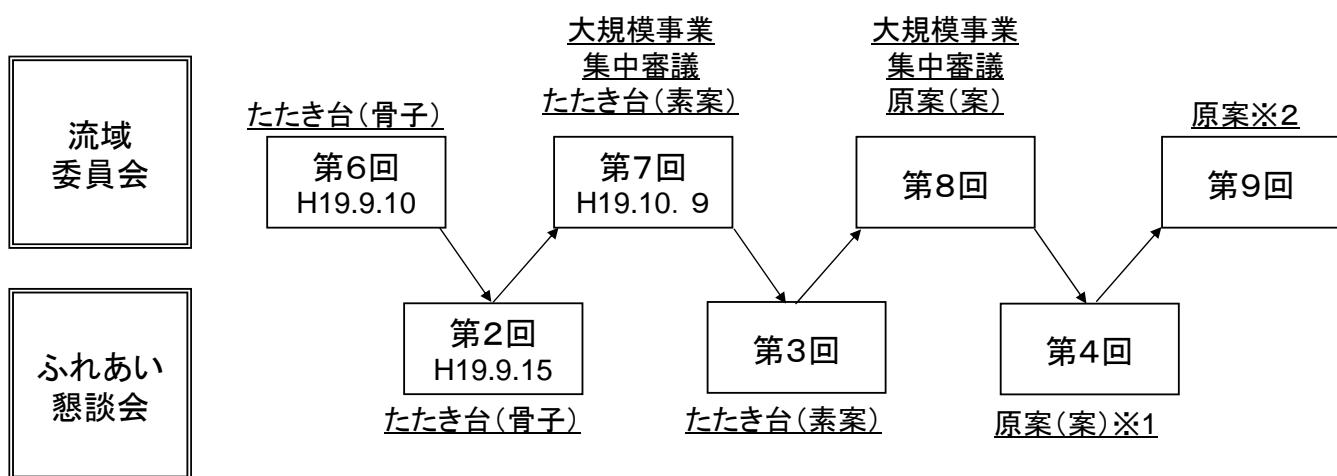
2

河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

	河川整備基本方針	河川整備計画
内 容	河川の整備についての基本となるべき方針	河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ○河川の整備の基本となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分 ・計画高水流量 ・計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・流水の正常な機能を維持するため必要な流量 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川整備計画の目標 ○河川の整備の実施に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所
計画策定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備審議会の意見を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者の意見を聞く ・関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる ・関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聞く

3

今後の進め方(案)



※1 場合により、整備計画(原案)となって、公聴会と兼ねることもあります。

※2 場合により、整備計画(案)となることがあります。